

青 畜 第 5 8 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、令和 7 年 4 月 10 日付け 7 消安第 336 号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員等に対して、周知をお願いします。

記

1 通知の内容

本年 4 月 8 日、熊本県の馬（重種馬）飼養農場 3 戸において、我が国では 2008 年以来となる馬インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認された。

本病は飛沫感染によって急速に伝播することから、馬の飼養衛生管理の徹底及び予防接種の励行により発生予防に努めるとともに、感染馬の早期発見・診断、隔離、移動の自粛、施設や器具の消毒等により感染拡大を防止することが重要であることから、馬の所有者及び馬飼養管理施設の管理者、獣医師等に対して、本事例を周知するとともに、以下の点について指導すること。

（1）馬飼養農場における発生予防

馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種の励行により本病の発生予防を図ること。

（2）感染馬の早期発見

ア 飼養馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認した時は、ただちに獣医師に連絡すること。

イ 獣医師は、本病が疑われる場合は家畜保健衛生所に連絡すること。または、簡易検査やウイルス遺伝子検査で陽性を確認した時は速やかに家畜保健衛生所に連絡すること。

ウ 本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養すること。

(3) 感染拡大の防止

馬インフルエンザが確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養される厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底すること。また、周辺農場における監視の強化やワクチン接種の励行を図ること。

担当：青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ 齋藤 TEL 017-734-9498 FAX 017-734-8144 Mail kachiku_eisei@pref.aomori.lg.jp
